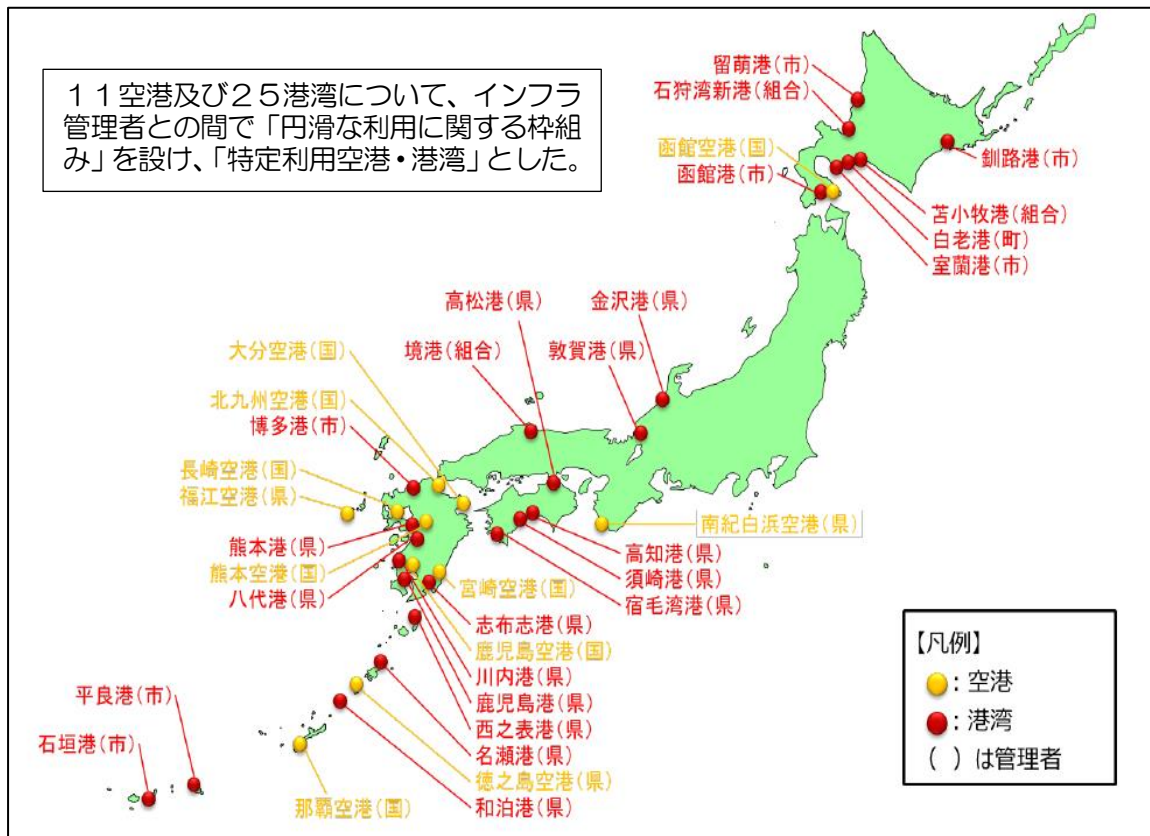


小樽港における特定利用港湾への対応について

1. 特定利用港湾の基本的な考え方(公共インフラ整備の取組の基本的な考え方)

- 安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。これらを「特定利用空港・港湾」とする。
- 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等にも資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊駐屯地等とのアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図る。

2. 特定利用空港・港湾の状況（令和7年4月1日時点）



3. これまでの経過及び今後の対応

- ・6月26日に国（内閣官房、防衛省、国土交通省）の関係者が来庁し、小樽港を「特定利用港湾」の新たな対象にしたいとして説明があった。
- ・その後、7月24日付けで小樽港に対して「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と市（港湾管理者）との間で確認する旨の依頼があった。
- ・「円滑な利用に関する枠組み」の確認にあたっては、港湾関係者、地域住民等の理解を得ることが重要と考えており、国に対して、地域に不安や疑問が生じることのないよう、市に対して丁寧かつ十分な情報提供と説明を求めるとともに、港湾活動への影響などを踏まえながら国との協議・検討を進めていく。